

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
							Health. 2003 May;65(9):16-9, 24.	
56	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	1992年	エチオピア	イノシシ肉を喫食した兵士30名中生食した20名でトリヒナ症が発症。	Outbreak of trichinosis in Ontario secondary to the ingestion of wild boar meat.Can J Public Health. 1997 Jan-Feb;88(1):52-6.	PubMed
57	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	養イノシシ肉	1993年	カナダ	1993年に商業用に育てられた冷凍スマーキュイノシシ肉を食した24名がトリヒナ症を発症。下痢、発熱、末梢の浮腫等の症状を呈した。	[Human trichinellosis in Transcarpathia (1946-1996)].Med Parazitol (Mosk). 1997 Jul-Sep;(3):46-8.	PubMed
58	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	1995-1996年	スペイン	トリヒナ症86名	Trichinellosis: a worldwide zoonosis.Vet Parasitol. 2000 Dec 1;93(3-4):191-205.	PubMed
59	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉、馬肉	1995-1997年	フランス	トリヒナ症24名	Trichinellosis: a worldwide zoonosis.Vet Parasitol. 2000 Dec 1;93(3-4):191-200.	PubMed
60	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉、豚肉	1995-1997年	イタリア	トリヒナ症36名	Trichinellosis: a worldwide zoonosis.Vet Parasitol. 2000 Dec 1;93(3-4):191-200.	PubMed
61	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉、豚肉	1995-1997年	ラトビア	トリヒナ症142名、死亡者2名	Trichinellosis: a worldwide zoonosis.Vet	PubMed

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
							Parasitol. 2000 Dec 1;93(3-4):191-201.	
62	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉、豚肉	1995-1997年	リトアニア	トリヒナ症593名、死亡者1名	Trichinellosis: a worldwide zoonosis.Vet Parasitol. 2000 Dec 1;93(3-4):191-202.	PubMed
63	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉、豚肉	1995-1997年	ポーランド	トリヒナ症148名	Trichinellosis: a worldwide zoonosis.Vet Parasitol. 2000 Dec 1;93(3-4):191-203.	PubMed
64	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉ソーセージ	1996年	スペイン	スペインの7家族24名がイノシシ肉入りソーセージを喫食し、その後3-20日後に発症。	Trichinella pseudospiralis outbreak in France.Emerg Infect Dis. 2000 Sep-Oct;6(5):543-7.	PubMed
65	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	1998年	スペイン	スペインで1998年に3回目のトリヒナ症が発生し、140名がトリヒナ症症状を訴えた。	Short report: Human infection with Trichinella britovi in Granada, Spain.Am J Trop Med Hyg. 2003 Apr;68(4):463-4.	PubMed
66	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	1998年	スロバキア	スロバキアにおけるトリヒナ症の疫学調査。1998年には336名がイノシシ肉を喫食したことにより、トリヒナ症を発症。	Present status of trichinellosis in Yugoslavia: Serbia.Parasite. 2001 Jun;8(2 Suppl):S95-7.	PubMed
67	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	1999年	フランス	フランスの村民4名がイノシシ肉をバーベキューで喫食し、トリヒナ症発症。下痢、発熱などの症状を訴えた。	Trichinellosis in the Slovak Republic.Parasite.	PubMed

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
							2001 Jun;8(2 Suppl):S100-2.	
68	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	1999-2003年	パプアニューギニア	パプアニューギニアにおいて、被調査者の80-90%が野生イノシシ肉を喫食し、たびたび生食すると回答。うち10%近くがトリヒナ抗体陽性であった。また狩猟地域の近さと抗体陽性率は相関していた。	Human trichinellosis due to <i>Trichinella britovi</i> in southern France after consumption of frozen wild boar meat. Euro Surveill. 2005 Jun;10(6):117-8.	PubMed
69	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	豚肉、イノシシ肉	1999年	ユーゴスラビア	過去10年間にわたる疫学調査。前10年よりもトリヒナ症発生は増加している。また1999年において555名が食肉検査を受けていない豚肉およびイノシシ肉を喫食し、トリヒナ症を発症。	<i>Trichinella britovi</i> human infection in Spain: antibody response to surface, excretory/secretory and somatic antigens. Parasite. 2003 Jun;10(2):159-64.	PubMed
70	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉ソーセージ	2000年	スペイン	検査を受けていないイノシシ肉を含むソーセージを喫食した38名が、発熱、下痢、嘔吐、浮腫等のトリヒナ症症状を訴え、うち15名が入院した。	Revisión de los brotes de triquinelosis detectados en España durante 1990-2001*Enferm Infect Microbiol Clin. 2004 Feb;22(2):70-6.	PubMed
71	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	2003年	フランス	南フランスでイノシシ肉を喫食し、5-24日後6名が発症。	[Trichinellosis in Poland in 2005]. Przegl Epidemiol. 2007;61(2):301-4.	PubMed

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
72	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	2004年	チリ	チリで2004年に初めてイノシシ肉を喫食したことによるトリヒナ症の発生が報告された。ローストされたイノシシ肉を喫食し30歳男性が、トリヒナ症症状を訴え来院。	<i>Trichinella</i> infection in a hunting population of Papua New Guinea suggests an ancient relationship between <i>Trichinella</i> and human beings. Trans R Soc Trop Med Hyg. 2005 Aug;99(8):618-24.	PubMed
73	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	豚肉、イノシシ肉	2005年	ポーランド	ポーランドで2007年に70名がトリヒナ症を発症した。そのうち64名は3回のアウトブレイクの患者である。3回とも感染源にイノシシ肉が含まれていた。	[Trichinellosis in Poland in 2006]. Przegl Epidemiol. 2008;62(2):347-50.	PubMed
74	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	2006年	タイ	タイ北部の農村で2006年にイノシシ肉を喫食し、28名が発症。患者全員が筋肉痛、浮腫、発熱、消化器疾患を訴えた。	[Trichinellosis in Poland in 2007]. Przegl Epidemiol. 2009;63(2):263-6.	PubMed
75	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	豚肉、イノシシ肉	2006年	ポーランド	ポーランドで2006年に130名がトリヒナ症を発症し、そのうち104名は2回の発生の患者である。感染源のものっとも有力な食材はイノシシ肉である。	Outbreak of trichinellosis caused by <i>Trichinella papuae</i> , Thailand, 2006. Emerg Infect Dis. 2008 Dec;14(12):1913-5.	PubMed
76	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	2007年	タイ	タイの農村においてトリヒナ様症状34名発症。全員がイノシシ肉生食歴あり。うち22名は同一の野生イノシシ生肉を喫食した。	Human trichinellosis in Hungary from 1965 to 2009. Parasite. 2010 Sep;17(3):193-8.	PubMed

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
77	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	豚肉、イノシシ肉（ソーセージを含む）	2007年	ポーランド	2007年にポーランドでは292名のトリヒナ症患者が発生。そのうちイノシシ肉を使用したソーセージが感染源となったアウトブレイクや近隣諸国が感染源ものものがあった。感染源として最多のものはイノシシ肉であった。	Trichinellosis outbreak in Lithuania, Ukmurge region, June 2009. Euro Surveill. 2009 Sep 24;14(38). pii: 19336.	PubMed
78	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	2008-2009年	イタリア	2008-2009にイタリアで捕獲したイノシシ肉を喫食し、3ヶ月後に発症。非定形型トリヒナ症の事例。	Outbreak of trichinellosis associated with eating cougar jerky-Idaho, 1995. MMWR Morb Mortal Wkly Rep. 1996 Mar 15;45(10):205-6.	PubMed
79	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉ソーセージ	2009年	リトアニア	リトアニアにてイノシシ肉を使用したソーセージを喫食した128人中107名がトリヒナ症と思われる症状を発症。うち14名は確定診断。残り93名は症状や検査結果などからトリヒナ症と推定される。	The second outbreak of trichinellosis caused by <i>Trichinella papuae</i> in Thailand. The second outbreak of trichinellosis caused by <i>Trichinella papuae</i> in Thailand.	PubMed
80	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	イノシシ肉	—	ポーランド	直火焼きしたイノシシ肉を消費した家族がトリヒナ症を発症した	Report on an outbreak of trichinellosis in Central Italy. Eur J Epidemiol. 1992 Mar;8(2):283-8.	PubMed
81	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	ツキノワグマ	1974年	青森県	15名が感染	寄生虫：アライグマも「トリヒナ」感染 野生動物に拡大の恐れ／北海道	毎日新聞

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
82	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	野生のクマの肉をサシミ	1974年	日本（青森県）	野生のクマの肉をサシミで食べたハンター仲間での集団発生が、日本で初めて確認された旋毛虫感染症（トリヒナ症）の集団発生。15人。 ※事例報告(感染症学雑誌Vol.78, 第78回日本感染症学会総会抄録p.100)	横浜市衛生研究所	http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/ids/c/disease/trichinella1.html
83	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	ヒグマ	1979年	北海道札幌市	11名が感染	寄生虫：アライグマも「トリヒナ」感染 野生動物に拡大の恐れ／北海道	毎日新聞
84	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	ツキノワグマの冷凍肉のサシミ	1981年12月～1982年1月	日本（三重県）	M旅館でツキノワグマの冷凍肉のサシミを食べた413人中172人が、発疹・顔面浮腫・筋肉痛・倦怠感などの症状を示した。ツキノワグマの冷凍肉から旋毛虫（ <i>Trichinella spiralis</i> ）が検出され、ツキノワグマの冷凍肉のサシミを食べた人60人で旋毛虫（ <i>Trichinella spiralis</i> ）に対する抗体が陽性となつた。このツキノワグマは、京都府および兵庫県で捕獲されたものであった。 ※事例報告(感染症学雑誌Vol.78, 第78回日本感染症学会総会抄録p.100)	横浜市衛生研究所	http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/ids/c/disease/trichinella1.html
85	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	熊肉	1998年	アメリカ	1名は熊肉のハンバーガーを電子レンジで調理して喫食、残り7名は教会の夕食で提供された熊肉を喫食しトリヒナに感染。熊肉の調理が不十分であったことによる。	An outbreak of trichinellosis due to consumption of bear meat infected with <i>Trichinella nativa</i> , in 2 northern Saskatchewan communities. J Infect Dis. 2003 Sep 15;188(6):835-43. Epub 2003 Sep 9.	PubMed
86	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	熊肉	2000年	カナダ	カナダサチュカチュワン州の78名がトリヒナ症を発症。患者の多くはボイル肉ではなく乾燥肉を喫食したと思われる。	同上	PubMed

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
87	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	白クマ肉、セイウチ肉	2001年	グリーンランド	グリーンランドで女性患者とその家族、友人が白クマ肉およびセイウチ肉を喫食し、トリヒナ症を発症。両者とも食肉検査を受けていなかった。トリヒナ症は6名で、発熱、浮腫等の症状を呈した。	New trends and clinical patterns of human trichinellosis in Russia at the beginning of the XXI century. Vet Parasitol. 2005 Sep 5;132(1-2):167-71.	PubMed
88	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	クマ肉	2002年	ロシア	子供12名を含む40名が感染、発熱、疼痛等の症状を訴えた。	人とクマ、飽くなき戦い モスクワ（地球なんだかんだ）	朝日新聞
89	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	熊肉	2002-2007年	アメリカ	2002年から2007年の間にCDCに報告のあった66件のトリヒナ症について言及。熊肉によるトリヒナ症は21件発生した。	Foodborne Outbreak Online Database	CDC
90	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	熊肉	2003年	アメリカ	54歳の男性がと殺場で購入してきた熊肉を、発症1週間前まで約2週間にわたって2ポンド生で喫食。トリヒナ症を発症し、発汗、発熱、瀕脈、下痢などの症状を呈したが、その後回復した。		CDC
91	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	熊肉	2003年	アメリカ	ニューヨーク在住の54歳男性がと殺場より購入した熊肉を半生で喫食し、2週間後トリヒナ症発症。発熱、瀕脈、下痢等の症状を呈した。	Outbreak of trichinellosis associated with consumption of game meat in West Greenland. Vet Parasitol. 2005 Sep 5;132(1-2):131-6.	PubMed
92	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	熊肉	2003年	アメリカ	38歳の男性が自分で捕獲した熊肉を他5人とともに熟処理して、喫食。メディアムレアで食べたこの男性と54歳の女性がトリヒナ症発症。他のウェルダンで食した4人は無発症。発熱、寒気、頭痛、筋肉痛、関節痛、顔面腫脹などの症状がみられた。	Trichinellosis Associated with Bear Meat --- New York and Tennessee, 2003 CDC/http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm5327a2.htm	CDC

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
93	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	北極熊の喫食	2004年	グリーンランド	グリーンランドでトリヒナ抗体陽性の疫学調査を行った。998名中31名が抗体陽性であった。リスクファクターとして北極熊の喫食が関係しているようであった。	A trichinosis outbreak in Iowa. JAMA. 1983 Jun 17;249(23):3196-9.	PubMed
94	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	熊肉	2005年	フランス	カナダでハンティングした熊肉をフランスで食した、またはカナダで喫食したハンターを中心に17名が発症。下痢、発熱、浮腫、筋肉痛等の症状を訴えた。	Trichinellosis acquired in Nunavut, Canada in September 2009: meat from grizzly bear suspected. Euro Surveill. 2009 Nov 5;14(44). pii: 19383.	PubMed
95	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	黒クマ肉	2005年	カナダ	狩猟で捕獲してきた黒クマ肉をバーベキューに供出し、参加者が発症した。当時熊肉はよく焼かれて提供されたため、生肉の状態で他の食べ物へトリヒナのコントミが生じたと考えられる。40名以上が発症、うち26名は発熱、筋肉痛、頭痛、発疹などのトリヒナ症症状を訴えた。	Trichinellosis Associated with Bear Meat --- New York and Tennessee, 2003 CDC/http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm5327a2.htm	CDC
96	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	グリズリー	2009年	カナダ	カナダから帰国したフランス旅行者がトリヒナ症を発症。イヌイットの村でセイウチやアザラシ等野生肉を喫食。中でもグリズリー肉のステーキが原因と思われる。トリヒナ症2名のうち1名は寒気、発熱、関節痛などの症状を呈した。	Trichinella infection in a hunting community in East Greenland. Epidemiol Infect. 2010 Sep;138(9):1252-6. Epub 2010 Feb 10.	PubMed
97	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	クマ肉の生食	—	日本（北海道）	熊肉の生食による患者が発生。12人。 ※事例報告(感染症学雑誌Vol.78, 第78回日本感染症学会総会抄録p.100)	Infectious Diseases Weekly Report Japan 2000年第44週（10月30日～11月5日）：通巻第2巻第44	http://www.pref.iwate.jp/~hp135/3/kanzen/hanasi/zenchu.pdf#search=%E3%82%AD%E3%82%A4%E3%82%A4%E3%82%AD%E3%82%A4%E3%82%A4食

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
98	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	鹿肉入りソーセージ	1975-1976年	アメリカ	トリヒナ症79名	The epidemiology of human trichinellosis in China during 2000-2003. Acta Trop. 2006 Mar;97(3):247-51. Epub 2006 Jan 18.	PubMed
99	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	鹿肉	2006年	中国	トリヒナ症22名	The epidemiology of human trichinellosis in China during 2004-2009. Acta Trop. 2011 Apr;118(1):1-5. Epub 2011 Feb 13.	GIDEON
100	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	鹿肉	2008年	中国	トリヒナ症26名	Trichinellosis from consumption of wild game meat CMAJ February 13, 2007 vol. 176 no. 4 doi: 10.1503/cmaj.061530	GIDEON
101	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	鹿肉	—	中国	トリヒナ症23名、うち死者1名	The epidemiology of human trichinellosis in China during 2000-2003. Acta Trop. 2006 Mar;97(3):247-51. Epub 2006 Jan 18.	GIDEON
102	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	鹿肉、豚肉	—	中国	トリヒナ症50名、うち死者4名	The epidemiology of human trichinellosis in China during 2000-2003. Acta Trop. 2006 Mar;97(3):247-51. Epub 2006 Jan 18.	GIDEON

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
103	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	マトンまたは野生動物肉	1964-1999年	中国	1964-1999の間に中国では548件のトリヒナ症が発生し、そのうち14件はマトンまたは野生動物肉の喫食によるものであった。今後このような草食動物肉、野生動物肉の喫食によるトリヒナ症は増加するであろう。	A probable case of human neurotrichinellosis in the United States. See 1 article found by title matching your search: Am J Trop Med Hyg. 2007 Aug;77(2):347-9.	PubMed
104	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	ピューマ肉ジャーキー	1996年	アメリカ	野生のピューマを捕獲後ジャーキーを自家作製し、それを食した15人中7名が症状を訴えた。うち6名からトリヒナ抗体が検出された。	Trichinellosis in the United States, 1991-1996: declining but not gone. Am J Trop Med Hyg. 1999 Jan;60(1):66-9.	PubMed
105	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	野生動物肉、豚肉	1995-1997年	スロバキア	トリヒナ症7名	Trichinellosis: a worldwide zoonosis. Vet Parasitol. 2000 Dec 1;93(3-4):191-204.	PubMed
106	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	豚肉または野生動物肉	2005年	アメリカ	53歳の女性が発熱を訴え、来院。トリヒナ抗体陽性のため、トリヒナ症と診断。豚肉や野生動物肉の喫食は記憶にないが、夫は獣師である。	[Family outbreak of trichinella infection after consumption of wild boar meat]. Przegl Epidemiol. 2008;62(3):553-6.	PubMed
107	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	野生動物肉	1995年	カナダ	トリヒナ症9名、死亡者2名	The epidemiology of human trichinellosis in China during 1964-1999. Parasite. 2001 Jun;8(2 Suppl):S63-6.	PubMed

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
108	寄生虫感染症	旋毛虫感染症（トリヒナ症）	野生動物肉	1995-1997年	アメリカ	トリヒナ症36名	Trichinellosis: a worldwide zoonosis.Vet Parasitol. 2000 Dec 193(3-4):191-206.	PubMed
109	寄生虫感染症	豚回虫	野菜?シカ肉、イノシシ肉?	1995年ごろ	鹿児島県、熊本県、福岡県	十数人	◎【取材前線】「豚回虫症」患者確認 特定できぬ感染ルート 「有機肥料の可能性も!」	毎日新聞
110	細菌感染症	カンピロバクター（細菌）	飲食店で牛レバ刺し	—	日本（栃木県）	飲食店で牛レバ刺しを食べて発症。患者数3名。	神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/cn/t/f661/p7904.html
111	細菌感染症	カンピロバクター（細菌）	飲食店で牛レバ刺し、牛ミノ刺し	—	日本（東京都）	飲食店で牛レバ刺し、牛ミノ刺しを含む会食料理を食べて発症。患者数2名。	神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/cn/t/f661/p7904.html
112	細菌感染症	カンピロバクター（細菌）	野生鶏肉	1982-1983年	アメリカ	カンピロバクタージュニコリの感染と家禽肉および動物肉との関係を調査。野生鶏肉により7名が感染、発症した。	The role of poultry and meats in the etiology of <i>Campylobacter jejuni/coli enteritis</i> .Am J Public Health. 1986 Apr;76(4):407-11.	Pubmed
113	細菌感染症	カンピロバクター（細菌）	飲食店で鳥刺し	—	日本（神奈川県）	飲食店で鳥刺し盛り合わせを食べて発症。患者数3名。	神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/cn/t/f661/p7904.html
114	細菌感染症	カンピロバクター（細菌）	非調理野生動物肉	1982-1984年	アメリカ	カンピロバクタージュニコリの感染と家禽肉および動物肉との関係を調査。非調理野生動物肉により6名が感染、発症した。	The role of poultry and meats in the etiology of <i>Campylobacter jejuni/coli</i>	Pubmed

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
							enteritis.Am J Public Health. 1986 Apr;76(4):407-12.	
115	細菌感染症	サルモネラ属菌	飲食店でレバー串焼き（合鴨）	—	日本（茨城県）	飲食店でレバー串焼き（合鴨）を食べて発症。患者数11名。	神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/cn/t/f661/p7904.html
116	細菌感染症	サルモネラ属菌	販売店で購入したとり刺し	—	日本（鹿児島県）	販売店で購入したとり刺しを食べて発症。患者数11名。	神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/cn/t/f661/p7904.html
117	細菌感染症	セレウス菌	野生鶏肉	1989年	アメリカ	アメリカカリフォルニアのナバホ族にて140名が参加した結婚式にて食中毒が発生。最も有力な食材は野生コーンミッシュ鶏肉であり、感染ルートは調理不足か、コンタミネーションの可能性、長期間外で保存していたことなどが考えられる。確定人数は38名、下痢、痙攣、吐き気、嘔吐、発熱などの症状を呈した。	An outbreak of <i>Bacillus cereus</i> food poisoning--are caterers supervised sufficiently.Public Health Rep. 1992 Jul-Aug;107(4):477-80.	Pubmed
118	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	飲食店で生レバ刺し	—	日本（福岡県）	飲食店で生レバ刺し、生ハツ刺しを食べて発症。患者数3名。（腸管出血性大腸菌：VT産生）	神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/cn/t/f661/p7904.html
119	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	鹿肉ジャーキー	1995年	アメリカ	家庭用に作製した鹿肉ジャーキーを食した11人が157に感染。	An outbreak of <i>Escherichia coli</i> O157:H7 infections traced to jerky made from deer meat.JAMA. 1997 Apr 16;277(15):1229-31.	Pubmed
120	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	エゾシカ	1997年	山形県	4名が感染	食肉ハンティング エゾシカ協会発足／上 健康食品としても注目／北海道	毎日新聞

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
121	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	シカ肉（北海道で狩猟されたエゾシカ）の生食	—	日本（山形県）	平成8（1996）年11月下旬に北海道で県内在住のAが狩猟したものを、鶴岡市に隣接する藤島町内の患者方がもらい受け冷凍保存していた。これを患者方と親類関係にある家族が会食した。刺身で摂食した11名のうち4名が発症。Aは他にも数人の知人に鹿肉を分配していたが、これらの家族等では未摂食、または加熱調理後摂食しており発症者はいなかった。A宅に残っていた鹿肉からも病原性大腸菌O157が検出されたことから、残品全量の回収および関係者の検便を行った。検便の結果、患者と一緒に刺身を摂食した2名（症状無し）から病原性大腸菌O157が検出された。	IASR	http://idsc.nih.go.jp/iasr/18/206/dj2065.html
122	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	飲食店で提供されたシカ肉の刺身	—	日本（北海道）	市内の飲食店で提供された鹿肉の刺身を食べて、腸管出血性大腸菌O157に感染する事例が発生。	札幌市	http://www.city.sapporo.jp/hokeno/shoku/chudo/ku/sonota/yaseiniku.htm
123	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	オジロジカ肉	2000年	アメリカ	7歳の小児が父親の捕獲した鹿肉を生で喫食し、その後から症状を発症した。下痢は6日後に回復。	Deer meat as the source for a sporadic case of Escherichia coli O157:H7 infection, Connecticut. Emerg Infect Dis. 2002 May;8(5):525-7.	Pubmed
124	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	鹿肉	2000年	北海道札幌市	男性1名が感染。	エゾシカ肉からO157を検出 札幌【北海道】	朝日新聞
125	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	鹿肉	2001年	福岡県	男女4人が感染、腹痛、下痢等の症状を訴えた。	①シカ刺し食べ4人が食中毒 食肉業者を営業停止／大分 ②シカ肉の刺し身食べ家族4人がO157感染 宇目町の業者が販売=大分	①朝日新聞 ②読売新聞

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
126	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	シカ肉の生食	2001年	日本（大分県、福岡県）	シカ肉の生肉が原因。患者4名。	日本獣医生命科学大学研究報告 第57号（2008年）	http://www.nvlu.ac.jp/file/wildlife-business_001_Cont_013.pdf#search=%E5%9B%9E%EF%A3%8D%E5%A4%A7%E5%82%8D%E5%9C%8B%EF%A3%8D
127	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	鹿肉	2009年	茨城県	1名が感染し、下痢や腹痛を訴えた。	鹿肉でO157感染=茨城	読売新聞
128	細菌感染症	腸管出血性大腸菌O157	シカの生肉	—	日本（茨城県）	家庭でシカの生肉を食べて発症。患者数1名。（腸管出血性大腸菌：VT産生）	神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f661/p7904.html
129	細菌感染症	ボツリヌス菌	アザラシ脂	1947-2007年	アメリカ（アラスカ）	ネイティティブアメリカンにおけるボツリヌス菌感染についての疫学調査。年々減少傾向はあるが、いまだ深刻な問題である。 N=141のうち、22.7%が感染していた。	Endemic foodborne botulism among Alaska Native persons--Alaska, 1947-2007.Clin Infect Dis. 2011 Mar;152(5):585-92.	Pubmed
130	細菌感染症	ボツリヌス菌	アザラシひれ	1947-2007年	アメリカ（アラスカ）	同上。7.8%	Endemic foodborne botulism among Alaska Native persons--Alaska, 1947-2007.Clin Infect Dis. 2011 Mar;152(5):585-93.	Pubmed
131	細菌感染症	ボツリヌス菌	クジラ肉	1947-2007年	アメリカ（アラスカ）	同上。13.5%	Endemic foodborne botulism among Alaska Native persons--Alaska, 1947-2007.Clin Infect Dis. 2011 Mar;152(5):585-95.	Pubmed

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
132	細菌感染症	ボツリヌス菌	ビーバー肉	1947-2007年	アメリカ(アラスカ)	同上。5.7%	Endemic foodborne botulism among Alaska Native persons--Alaska, 1947-2007.Clin Infect Dis. 2011 Mar 1;52(5):585-96.	Pubmed
133	細菌感染症	ボツリヌス菌	アザラシ肉	1947-2007年	アメリカ(アラスカ)	同上。0.7%	Endemic foodborne botulism among Alaska Native persons--Alaska, 1947-2007.Clin Infect Dis. 2011 Mar 1;52(5):585-94.	Pubmed
134	細菌感染症	ボツリヌス菌	セイウチ肉	1947-2007年	アメリカ(アラスカ)	同上。2.1%	Endemic foodborne botulism among Alaska Native persons--Alaska, 1947-2007.Clin Infect Dis. 2011 Mar 1;52(5):585-96.	Pubmed
135	細菌感染症	野兎病	野ウサギを喫食	—	日本(千葉県)	患者は千葉県山武郡の74歳の無職の男性。近隣人からもった野ウサギを喫食するために自宅で処理。その後、39度台の発熱があり、2ヶ所の医療機関を受診したが軽快しないため、別の医療機関を受診。その際、左腋窩リンパ節の腫れに気付き、ウサギを調理していることから、野兎病を疑い、血液検査を行ったところ野兎病と診断され、同医療機関から千葉県海匝保健所に患者発生の届出があったもの。患者は、既に回復し、また、野ウサギを提供した知人及び患者家族の健康状況に異常は無かった。野兎病の国内発生状況については、国立感染症研究所によると、日本では1924年の初発例以降、1994年までの間に合計1,372例の患者が報告され、東北地方全城と千葉県・茨城県が本病の多発地であった。	横浜市衛生研究所	http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/ids/c/disease/tularemia1.html

#	分類	病原体	事例				引用元	検索ソース
			原因食品	発生年	発生地域	健康危害		
						第二次世界大戦前は年平均13.8件であったが、戦後は食糧難のために野兔を捕獲・解体する機会が増加し1955年まで年間50~80例と急増した。その後減少傾向を示し、1999年の千葉県での1例以降、今回の千葉県での野兎病患者発生の報告まで報告されていなかった。		
136	その他	異常ブリオン	鹿肉	1997-2000年	アメリカ	1997-2000にかけて30歳弱の若者3名がクロイツフェルトヤコブ病を発症し、死亡。彼らに共通していることはシカ肉を喫食経験があるということであった。	Creutzfeldt-Jakob disease in unusually young patients who consumed venison.Arch Neurol. 2001 Oct;58(10):1673-8.	PubMed
137	その他	異常ブリオン	野生動物肉、鹿肉	1992-1997年	アメリカ	アメリカウィスコンシン州で60歳前後の獵師と野生動物肉の喫食経験のある男性他2名がクロイツフェルトヤコブ病を発症。	From the Centers for Disease Control and Prevention. Fatal degenerative neurologic illnesses in men who participated in wild game feasts--Wisconsin, 2002.JAMA. 2003 Mar 19;289(11):1369-71.	PubMed

(5) まとめ

本調査では、計 137 件の事例を抽出した。うちウイルス感染症が 35 件、細菌感染症が 26 件、寄生虫感染症が 74 件、その他が 2 件であった。

ウイルス感染症のうち、1 件（エボラウイルス）を除き全てが E 型肝炎ウイルスに関する事例であった。そのほとんどが日本における事例であり、原因食品は野生イノシシ肉、野生シカ肉の他、豚レバー等によるものがあった。

細菌感染症では、腸管出血性大腸菌 O157 やカンピロバクターによる食中毒事例が多かった。前者はシカ肉の喫食によるものがほとんどであった。また、カンピロバクターはアメリカで野生鶏肉による事例があった他、日本では合鴨のレバー刺しによる事例があった。

寄生虫感染症はトリヒナ感染事例が圧倒的多数を占めていた（61 件）。トリヒナ感染症は世界各地でみられ、原因食品としてイノシシ肉やクマ肉、シカ肉等が多くあった。その他、セイウチ肉やイヌ肉の喫食による事例もみられた。トリヒナ以外では、ウエステルマン肺吸虫症、トキソプラズマの事例も比較的多く見受けられた。

検索で得られる論文のうち、ヒトの血清学的疫学調査および野生動物の血清学的疫学調査をともに包含する内容を満たす論文は論文は少なかった。その理由として、大きく以下の 3 つが考えられる。

① 感染源の接種から感染症および食中毒症状までの時間が長すぎる病原体

感染から発症まで時間が長い条虫症などは、感染源の特定が極めて難しいと考えられる。

② 食中毒症状が軽度または一般的である病原体

カンピロバクター やサルモネラは症状が軽度、または一般的であるため病院に行かない可能性が考えられる。また、たとえ来院しても、対処療法を行った後原因追究を行わない可能性が高いと考えられる。

③ 感染源が多数あるため、特定できない病原体

カンピロバクター やサルモネラ、腸管出血性大腸菌 O157 などは食肉検査を通過した食肉にも一般的に付着しているため、たとえ感染したとしても、野生動物由来であるか否かの特定が難しいと考えられる。それに対してトリヒナ等の寄生虫症はと畜場での検査によって全廃棄されるため、感染源の特定が比較的しやすい。

なお、上記の条件に当てはまらないトリヒナの症例報告は極めて多かった。

今回の調査によって、野生動物肉の喫食による感染事例が多数存在することが明らかとなつた。野生動物肉はと畜場での検査を受けないため、消費者に対するより一層の注意喚起が必要であると考えられる。

III. 国内委託

国内委託

「野生鳥獣由来食肉に関する基礎データの収集と解析」

株式会社 東レリサーチセンター

目次

I. 調査概要	1
1. 調査テーマ.....	1
2. 調査の目的	1
3. 調査期間	1
II. 要約	1
III. 成果	2
1. 野生鳥獣の食肉利用に関する検討	2
1.1 人獣共通感染症、家畜伝染病等で取り上げられる疾病的整理.....	2
1.2 有識者からの意見収集・整理.....	2
1.3 注目すべき感染症についての検討.....	3
2. 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等に関する調査	3
2.1 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等の収集	3
2.2 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等の分析	5
2.3 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等作成に向けて今後留意すべき点について.....	6
3. 会議および報告書等における資料作成支援	9

添付資料1 疾病一覧表(リスクプロファイル+家伝法)

添付資料2 野生鳥獣の食肉利用を考える上で、優先的に実施すべき病原体について

添付資料3 自治体等におけるガイドライン等

添付資料4 野生鳥獣肉の処理ガイドラインのあり方に関する意見

I. 調査概要

1. 調査テーマ

「野生鳥獣由来食肉に関する基礎データの収集と解析」

2. 調査の目的

厚生労働省の食品の安全確保推進研究事業「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」では、野生鳥獣肉の利用等についての全体像把握、安全確保に向けたリスク評価、ガイドラインを作成することにいわる適正なリスク管理措置提言を目指して研究がすすめられている。

本調査では、この研究の一環として、専門家の意見等を収集した人獣共通感染症、家畜伝染病等で取り上げられる疾病的整理、現在自治体等で作成されている野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等に関する解析、また当該研究班において開催される会議および報告書等における資料の作成支援を通じて、研究班の円滑な活動を支援することを目的として実施した。

3. 調査期間

平成 23 年 8 月 30 日～平成 24 年 3 月 1 日

II. 要約

本調査においては、この研究の一環として、専門家の意見等を収集した人獣共通感染症、家畜伝染病等で取り上げられる疾病的整理、自治体等で作成されている野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等に関する解析、また当該研究班において開催される会議および報告書等における資料の作成支援を実施した。

人獣共通感染症、家畜伝染病等で取り上げられる疾病的整理においては、まず 185 の関連疾病の一覧を整理し、そこから有識者の意見をもとに注目すべき感染症についての検討を行った。

自治体等で作成されている野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等に関する解析においては、全国において公表されている文書入手し、掲載されている内容について精査を行った。さらに、野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等作成に向けて今後留意すべき点として、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う野生鳥獣肉の放射性物質汚染状況の概略等についてまとめた。

III. 成果

1. 野生鳥獣の食肉利用に関する検討

1.1 人獣共通感染症、家畜伝染病等で取り上げられる疾病の整理

野生鳥獣の食肉利用にかかる感染症について概観するにあたり、まず、人獣共通感染症、家畜伝染病をまとめた一覧表を作成した。

リスト作成にあたっては、下記①②の情報を参考にした。

- ①人獣共通感染症：厚生労働省科学研究「動物由来感染症のリスク分析手法等に基づくリスク管理のあり方に関する研究」班¹で取り上げられたもの。（なお、前記研究班より、付帯する関連情報も提供された）。
- ②家畜伝染病については、家伝染病予防法において定められている監視伝染病法定の 26 疾病および届出の 71 疾病。

①②を合わせた疾病リストに加え、有識者（本研究班メンバーおよび関係協力者）の意見により、イノシシ、シカ、カモ（日本では、現在、野生鳥獣として消費が多いと考えられる動物種）に関連する（可能性も含む）いくつかの疾病（あるいは病原体）が追加された（185 疾病（一部は総称））。

また、内閣府食品安全委員会事務局は、平成 21 年度、22 年度に実施した「食品により媒介される感染症等に関する文献調査」²を実施し、我が国の食品安全において重要な病原体についての情報収集を行っている。作成した疾病リストにある病原体で、この検討の対象となったものについては、その検討年度情報について確認した。さらに、と畜場法や食鳥処理法で定められている疾病で、家畜伝染病に取り上げられていないもの（寄生虫病といった大きな表現のものを除く）に関する情報もあわせて表にまとめた。

1.2 有識者からの意見収集・整理

1.1においてまとめた表について、有識者にアンケートを実施し、疾病に対するコメントおよび食肉野生鳥獣由来食肉の安全性確保を検討する上で、注目していくべき感染症についての意見を収集した。それらの意見をもとに整理した一覧表を添付資料1に示した。

整理においては、法律的な側面だけでなく、感受性や海外事例なども参考にまとめた。例えば、カモにおけるエルシニア症やトキソプラズマの感染については、有識者からの指摘^{3,4}により追加されたものである。

1 厚生労働科学研究 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業「動物由来感染症のリスク分析手法等に基づくリスク管理のあり方に関する研究」(平成 21-23 年度) (班長 北里大学教授 吉川泰弘)

2 内閣府食品安全委員会 食品安全確保総合調査「食品により媒介される感染症等に関する文献調査」(平成 21 年度、22 年度)

3 Hallanvuo, S: Foodborne Yersinia, Identification and molecular epidemiology of isolates from human infections. RESEARCH 11 , National Institute for Health and Welfare, Helsinki 2009 Research 11/2009

4 Dubey, JP: A review of toxoplasmosis in wild birds. Veterinary Parasitology; 106,121-153 (2002)

1.3 注目すべき感染症についての検討

1.2に得られた情報をもとに再度有識者のヒアリングを実施し、野生鳥獣の食肉利用を考える上で、優先的に調査すべき病原体（既に別の枠組み内で研究・調査等が行われているものについては除外）について整理を行った。ヒトに感染しない病原体であっても、野生鳥獣と家畜の接触影響を考える上で重要と思われるものについては、注目すべきとしてとりあげることになった。

これらの検討をもとに、平成 23 年 8 月末時点で入手が見込まれるサンプルの種類と分析可能性について整理を行い、添付資料2に示した。

2. 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等に関する調査

2.1 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等の収集

農林水産省が平成 23 年 3 月に発行した「野生鳥獣被害防止マニュアル－シカ、イノシシ(捕獲獣肉利活用編)－」⁵には、「平成 23 年 2 月現在に捕獲獣肉の衛生管理等に関する手順や考え方などをまとめたマニュアル、ガイドラインを整備しているのは 14 の道府県（一部市町村）である」と記載されている。

本調査においては、1 年後、平成 24 年 2 月において、公開されている自治体のガイドラインをインターネットを用いて探索し、内容を確認した。

その結果、下記に示すマニュアル、ガイドライン等が制定されていることが確認できた。

5 つのガイドライン等（愛知県岡崎市、鳥取県、岡山県、徳島県、徳島県美馬市）が制定されており、地方において野生鳥獣の食肉利用とそのための自治体の取り組みが急速にすすめられていることが示唆された。

なお、富山県⁶、香川県⁷において現在制定作業中であるとの情報も得られた。

5 農林水産省「野生鳥獣被害防止マニュアル－シカ、イノシシ(捕獲獣肉利活用編)－」(平成 23 年 3 月作成)
http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozu/higai/h_manual/h23_03/index.html

6 「富山県、イノシシ肉流通、衛生指針を検討」2012/01/13 日本経済新聞 地方経済面 北陸

7 「イノシシ肉を有効活用／県がガイドライン作成へ」2011/12/09 四国新聞社 香川ニュース

表 2-1 自治体におけるマニュアル・ガイドライン等の制定公表状況(平成 24 年 2 月)

都道府県コード順			
自治体等	市町村	ガイドライン名称	制定年月
農林水産省	-	野生鳥獣被害防止マニュアル－シカ、イノシシ(捕獲獣肉利活用編)－	2006 年 10 月
北海道	-	エゾジカ有効活用のガイドライン	2006 年 10 月
	-	エゾジカ衛生処理マニュアル	2006 年 10 月
栃木県	那珂川町	那珂川町イノシシ肉加工施設条例施行規則	2009 年 3 月
千葉県	-	千葉県イノシシ肉に係る衛生管理ガイドライン	2008 年 5 月
福井県	-	福井県獣肉の衛生管理および品質確保に関するガイドライン(イノシシ・シカ)	2010 年 11 月
山梨県	-	シカ肉の衛生及び品質の確保に関するガイドライン	2009 年 5 月
長野県	-	信州ジビエ衛生管理ガイドライン	2007 年 9 月
	-	信州ジビエ衛生マニュアル	2007 年 9 月
静岡県	-	野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン(ニホンジカ・イノシシ)	2010 年 3 月
愛知県	岡崎市	ジビエ衛生管理ガイドライン	2011 年 4 月
京都県	京丹後市	猪・鹿肉に係る衛生管理ガイドライン	2010 年 4 月
兵庫県	-	ひょうごシカ肉活用ガイドライン	2011 年 1 月
和歌山県	-	わかやまジビエ衛生管理ガイドライン	2009 年 3 月
鳥取県	-	「イノシシ・シカ」解体処理衛生管理ガイドライン	2011 年 6 月
島根県	-	猪肉に係る衛生管理ガイドライン	2006 年 9 月
岡山県	-	野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン(第 1 版)	2011 年 10 月
徳島県	-	シカ肉・イノシシ肉処理衛生管理ガイドライン	2010 年 5 月
	美馬市	美馬市シカ肉等処理加工施設設備規制規則	2011 年 6 月
高知県	-	高知県シカ肉処理衛生管理ガイドライン(第 1 版)	2009 年 3 月
福岡県	-	福岡県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン	2009 年 4 月
大分県		大分県シシ肉・シカ肉衛生管理マニュアル(第 2 版)	2010 年 4 月

2.2 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等の分析

- 2.1で入手した処理ガイドライン等について、掲載している項目について確認を行った。この項目は、前述の農林水産省の表に添ったが、本調査の目的を鑑み、以下の点について詳細を確認した。
- ・制定年月日
 - ・項目の掲載ページ
 - ・食肉処理過程等における衛生的配慮に対する具体的な記載(例えば、ナイフの殺菌等の指示)
 - ・感染症に関する補足説明等

とりまとめた結果を添付資料 3 に示した。

これらのガイドライン等を概観すると、以下のような点が着目された(下記、添付資料 3 の掲載順)。

- 北海道: 最初に衛生管理のポイントが簡潔に書かれている点と、衛生管理モデルが細かい点まで書かれていた点が優れている。最も衛生的配慮が行き届いているマニュアルであった。このようなモデルや点検表が添付されていることで、注意すべきポイントが明確となり、実際に処理を行う上で役立っているものと思われた。
- 山梨県: 参考資料として「本県におけるニホンジカ保護管理の現状」が添付されている。
- 長野県: 処理、調理、資料など目的別に分かれていた点と、写真や図が多かった点が、具体的でわかりやすくものとなっている。マニュアルでは長い文章が少なく、太字やインデントなども工夫が行われている。信州ジビエ衛生マニュアル-調理編-もあり、フレンチの加熱調理方法(ロティール、アロゼ)における中心温度の実測結果や感覚による温度確認の方法についても具体的な例が示されている。参考資料においても食中毒に関する情報が充実している。
- 兵庫県: インデントや行間が適切に使われており、図も示されるなど、すっきりとして読みやすく作成されている。解体の処理などが工程表になっているのも、わかりやすい。参考資料の条例なども、読みやすく書かれている。
- 大分県: 飲食店における衛生管理、一般家庭における衛生管理とそれぞれ項目をたて、ポイントが記載されているのが特徴的である。また、シシ肉、シカ肉によって発生する主な食中毒という一覧表があり、潜伏期間や原因食品について整理されている。さらに、「食肉処理業としてのシシ肉・シカ肉処理施設に関する許可基準検討の背景」という文書も付属されており、保健所担当者の参考資料が掲載されている。
- 鳥取県: 参考資料で、内臓異常や枝肉異常の確認ポイントの写真があるのが具体的である。人獣共通感染症についても参考資料として別添されている。
- 岡山県: 参考資料に、Q&Aがあり、と体の以上を確認するポイント、衛生的な処理のポイントなどもまとめられている。

2.3 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等作成に向けて今後留意すべき点について

2.3.1 東京電力福島第一原子力発電所事故

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所事故が引き起こされ、放射性物質が放出された。これにより、近県の農産物・畜産物の汚染が発生し、一部については出荷停止等の対策がとられた。

平成 23 年 8 月には、野生動物（イノシシ）の肉からの放射性物質の検出が発表され、以降、厚生労働省の事務連絡（平成 23 年 8 月 30 日）、環境省の通知（同日、環自野発第 110830002 号）の指示もあり、福島県とその近県において野生鳥獣およびその肉の放射性物質に関するモニタリング測定が強化された。関係省庁は、暫定規制値（放射性セシウムの場合 1kg当たり 500 ベクレル）を超えるものについては、自家消費を控えること、さらに、肉での検出をふまえ狩猟や有害鳥獣捕獲等の実施に当たっては、解体処理等の際に注意をすること等を呼びかけた。

表 2-2 には、平成 23 年 8 月以降、平成 24 年 2 月 13 日までに公表された野生鳥獣の肉の放射性物質検査結果⁸をまとめた。図 2-1、図 2-2 には、イノシシ、シカの測定結果をプロットした図を示した。

なお、鳥類では、福島県で捕獲されたヤマドリの 1 件を除き、暫定規制値（セシウム）を超えたものはなかった。

表 2-2 これまでに公表された野生鳥獣の肉の放射性物質検査数（平成 23 年 2 月 12 日現在）⁸

捕獲地（県）	イノシシ	ニホンジカ	マガモ	カルガモ	コガモ	ツキノワグマ	ノウサギ	キジ	ヤマドリ	総計
岩手県		10			1	8			1	20
宮城県	10	2			2	2	2			18
秋田県						3				3
山形県	3				5	10	1	4	2	25
福島県	124	8	6	21	1	18	1	28	9	216
茨城県	28						5			33
栃木県	57	37				3				97
群馬県	17	12		1		4				34
埼玉県	4	6								10
千葉県	10									10
山梨県	4	4								8
神奈川県	2	2								4
新潟県	7	2				3	2			14
長野県	2	8								10
岐阜県	2	1								3
静岡県	1	2								3
総計	271	94	6	30	1	51	4	39	12	508

8 環境省とりまとめ、社団法人大日本獣友会が HP に掲載している表をもとに作成
<http://www.morinikou.jp/index.php?itemid=737&catid=8>

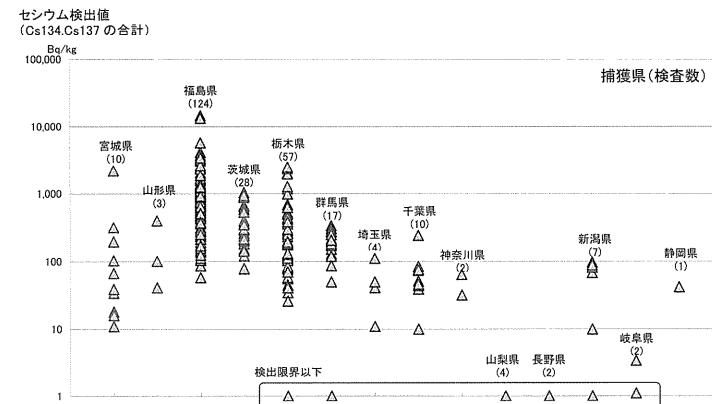


図 2-1 これまでに公表されたイノシシの肉の放射性物質検査結果（平成 23 年 2 月 12 日現在）⁴

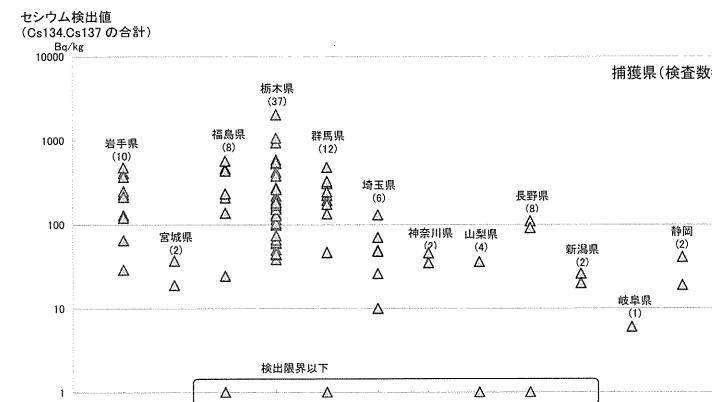


図 2-2 これまでに公表されたニホンジカの肉の放射性物質検査結果（平成 23 年 2 月 12 日現在）⁴

2.3.2.2.3 野生鳥獣食肉の処理ガイドライン等のあり方について

本年度に開催された班会議(次節 表 3-1)においては、以下の考え方が共有された。

- ・野生鳥獣は家畜ではなく、人間のコントロール下にあるものではない。野生鳥獣は、多くの微生物、寄生虫と共存している生き物であり、人間にとての病原体を有していることが見出されたとしても、それはむしろ当然ととらえるべきである。
- ・したがって、研究によって、野生鳥獣やその肉から何らかの病原体が検出された際も、必要以上に危険性を強調したかたちでの公表はせず、風評被害等につながらないよう留意する必要がある。

また、平成 24 年 2 月に開催された班会議においては、

- ・研究班の成果として野生鳥獣食肉の処理ガイドラインをとりまとめていくにあたっては、検出された病原体の注意喚起に加え、そのリスクの低減手段、条件をできるだけ明確にし、あわせて提示することを目指すべきではないか、との意見があった。

その意見をまとめたスキームについては一部を下記図 2-3 に、全体を添付資料4に示した。

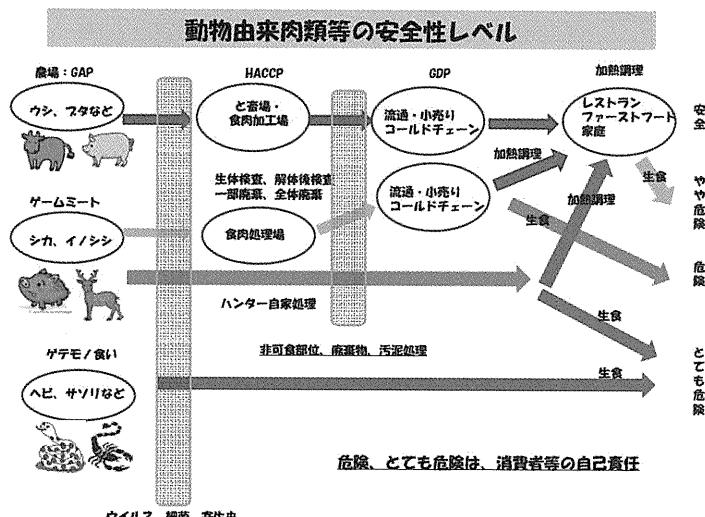


図 2-3 野生鳥獣食肉に関する安全性レベルの考え方(案)

3. 会議および報告書等における資料作成支援

下記に開催された会議等および報告書等における資料作成を支援した。

表 3-1 会議等の資料作成支援

会議等	開催月	資料作成等
打合せ	2011年10月	資料作成支援等
班会議	2012年1月	開催支援、資料作成支援等

(なお、2011年4月および8月に開催された班会議にはオブザーバーとして参加)

以上

イノシシ・シカ・カモに関連する感染症 (1/11)

添付資料 1

整理番号	動物由来感染症のリスク分析手法等に関する研究、疾病リスト(H22)【整理番号A:ウイルス、B:細菌、C:寄生虫、D:ブリオン】E:家伝法の疾病追加(A-Dにはいっていないもの)、F:有識者より追加	[参考]ヒト暴露経路	[参考]日本での感染動物例(参考)	内閣府食品安全委員会事務局・食品媒介感染症検討実施年度	家伝染病予防法(監視)伝染病法定26疾患&届出(Notifiable)71疾病	家伝法における家畜の種類(※は政令による追加)	と畜場法や食鳥処理法で、家伝法以外で定められているもの(寄生虫病といった表現のものを除く)	イノシシ	シカ	カモ(*追加)	有識者コメント、付記等
A-01	E型肝炎 (E型肝炎ウイルス)	経口 肝臓の摄入 汚染飲料水 (生食)	イノシシレバー、シカ、ブタレバー	H21				○	○		・食品(ジビエ)由來のリスクとしては最も注意すべき。イノシシが中心。シカでの抗体陽性率は低いので、伝播様式を踏まえた生態学的視点が重要。 -ELISA系の立ち上げについて検討予定。
A-02	ウェストナイル熱 (ウェストナイルウイルス)	ベクター 蚊 0なし		H21							BSL3 国内汚染の可能性は低い
A-04	A型肝炎 (A型肝炎ウイルス)	経口 食品 0ヒト		H21							BSL4 国内汚染の可能性は低い
A-05	エボラ出血熱 (エボラウィルス)	体液接触 0なし		H22							BSL3 国内汚染の可能性は低い
A-06	黄熱 (黄熱ウイルス)	ベクター 蚊 0なし				牛、馬、めん 羊、山羊、豚、水牛※、 しか※、いのし※					BSL3 食品由來のリスクは低い
A-07	狂犬病 (狂犬病ウイルス)	咬傷 0なし		05. 狂犬病		鶴、あひる、七面鳥その他一般		○	○		BSL3 食品由來のリスクは低い
A-08	オムスク出血熱 (オムスク出血熱ウイルス)	ベクター マダニ、体液接触 0なし									国内汚染の可能性は低い
A-09	キャサヌル森林病 (キャサヌル森林病ウイルス)	ベクター マダニ 0なし									国内汚染の可能性は低い
A-10	牛痘 (牛痘ウイルス)	皮膚病巣との接触 0なし									国内汚染の可能性は低い
A-11	クリミア・コンゴ出血熱 (クリミア・コンゴ出血熱ウイルス)	ベクター ダニ 0なし		H22							BSL4 国内汚染の可能性は低い
A-12	鳥インフルエンザ (インフルエンザ(H5N1)ウイルス)	空気 気道感染 トリ		H21	23. 高病原性鳥インフルエンザ	鶴、あひる、うずら、きじ※、だちょう※、ほろほろ鳥※、七面鳥※				○	食品由來のリスクは低いと考えられるが、注視すべき(從事者のリスクはある)。感染症、改正家伝法に十二分に留意すべき。
A-13	サル痘 (サル痘ウイルス)	皮膚 痘瘍接觸 0なし									国内汚染の可能性は低い
A-14	重症急性呼吸器症候群 (コロナウイルス)	経口 0ヒト									国内汚染の可能性は低い
A-15	腎症候性血熱 (HFRS)	気道、体液・排泄物、咬傷 野生齧歯類、実験用ラット									食品由來のリスクは低い
A-16	水疱性口炎 (水疱性口炎ウイルス)	皮膚 痘瘍接觸 0なし									国内汚染の可能性は低い。 感受性動物として「鳥類」が含まれるため。 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-17	西部馬脳炎 (WEEウイルス)	ベクター 蚊 0なし								△	△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

添付資料 1
P108642

△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

イノシシ・シカ・カモに関連する感染症 (2/11)

添付資料 1

整理番号	動物由来感染症のリスク分析手法等に関する研究、疾病リスト(H22)【整理番号A:ウイルス、B:細菌、C:寄生虫、D:ブリオン】E:家伝法の疾病追加(A-Dにはいっていないもの)、F:有識者より追加	[参考]ヒト暴露経路	[参考]日本での感染動物例(参考)	内閣府食品安全委員会事務局・食品媒介感染症検討実施年度	家伝染病予防法(監視)伝染病法定26疾患&届出(Notifiable)71疾病	家伝法における家畜の種類(※は政令による追加)	と畜場法や食鳥処理法で、家伝法以外で定められているもの(寄生虫病といった表現のものを除く)	イノシシ	シカ	カモ(*追加)	有識者コメント、付記等
A-18	ダニ媒介性脳炎 (ダニ媒介性フランギウイルス)	ベクター ダニ 北海道のダニ									食品由來のリスクは低い
A-19	チケングニア (チケングニアウイルス)	ベクター 蚊 0なし									BSL3 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-20	デング熱 (デングウイルス)	ベクター 蚊 0なし									BSL3 感受性動物として「鳥類」が含まれるため。 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-21	東部馬脳炎 (EEEウイルス)	ベクター 蚊 0なし								△	BSL3 感受性動物として「鳥類」が含まれるため。 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-22	南米出血熱 (アレナウイルスに属するウイルス)	体液 排泄物 気道	0なし								国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-23	ニパウイルス感染症 (ニパウイルス)	体液 排泄物 気道	0なし	H21	N23. ニパウイルス感染症	馬、豚、いのし		○			国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-24	日本脳炎 (日本脳炎ウイルス)	ベクター 蚊 ブタ・イノシシ						○			食品由來のリスクは不明(可能性は低い?)。
A-25	ニューカッスル病 (NDウイルス)	排泄物 感覚器眼	トリ(ニワトリを取り上げた)		24. ニューカッスル病	鶴、あひる、うずら、七面鳥※			○		食品由來のリスクは低い。簡易診断法ではHPAIとの鑑別注意
A-26	ハンタウイルス肺症候群 (ハンタウイルス)	排泄物 気道	0なし								BSL3 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-27	Bウィルス病 (Cercopithecine herpesvirus(CHV-1))	咬傷 マカカ属サル									BSL3 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-28	ベネズエラ馬脳炎 (ベネズエラ馬脳炎ウイルス)	ベクター 蚊 0なし								△	BSL3 感受性動物として「鳥類」が含まれるため。 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-29	ヘンドラウイルス感染症 (ヘンドラウイルス)	飛沫気道感染	0なし								国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-30	マールブルグ病 (マールブルグ病ウイルス)	排泄物 体液 気道	0なし								BSL4 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-31	ラッサ熱 (ラッサウイルス)	排泄物 気道	0なし								BSL4 国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-32	リッサウイルス感染症 (リッサウイルス)	咬傷 コウモリ									国内汚染の可能性は低い。 食品由來のリスクは低い。
A-33	リフトバレー熱 (リフトバレー熱ウイルス)	ベクター 蚊 0なし		07. リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊、水牛※、しか※			○			BSL3 国内汚染の可能性は低い。

添付資料 1
P108642

△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

イノシシ・シカ・カモに関連する感染症 (3/11)

整理番号	動物由来感染症のリスク分析手法等に関する研究、疾病リスト(H22)[整理番号A:ウイルス、B:細菌、C:寄生虫、D:ブリオン] E:家伝法の疾病追加(A-Dにはいっていないもの)、F:有識者より追加	[参考]ヒト暴露経路	[参考]日本での感染動物例(参考)	内閣府食品安全委員会事務局:食品媒介感染症検討実施年度	家伝染病予防法(監視伝染病法定26疾病&届出(Notifiable)71疾患)	家伝法における家畜の種類(※は政令による追加)	と畜場法や食鳥処理法で、家伝法以外で定められているもの(寄生虫病といつた表現のものを除く)	イノシシ	シカ	カモ(*追加)	有識者コメント、付記等
A-34	リンパ球性脈絡膜膜炎 (LCMウイルス)	気道 排泄物	マウス、野生小型齧歯類					△			BSI 3 感受性動物として「豚」が含まれるため、実験動物で発生例はあるが、野生動物汚染の可能性は不明。
B-01	エーリキア症 (Canis)	ベクター ダニ	イス								
B-02A	エルシニア症 ・Y. enterocolitica	経口 食品	ブタ、イス、ネコ	H21				○	○*		・シカの感染が報告されています。 ・糞便検査実施予定
B-02B	エルシニア症 ・P. pseudotuberculosis	経口 食品	野生齧歯類、タヌキ					△	○*		
B-03	オウム病 (Chlamydophila psittaci)	気道 排泄物	トリ				鶏、あひる、七面鳥その他一般		○		
B-04	回帰熱 (回帰熱ボレリア)	ベクター シラミ・ダニ	0なし								
B-05	カンピロバクター症 (カンピロバクタース)	経口 食品 (食肉)	ウシ、ブタ、ニワトリ	H21	N18. 牛カンピロバクター症	牛、水牛		○	○	○	糞便検査実施予定
B-06	Q熱 (Coxiella burnetii)	経口 排泄物	家畜、ベット、非致病菌生乳	H21			牛、馬、豚、めん羊及び山羊	△	△		
B-07	クリプトコッカス症 (クリプトコッカス)	気道 排泄物	ユビキタス (トリ糞便)						○		
B-08	結核 (結核菌)	空気感染	0ヒト		11. 結核病	牛、山羊、水牛※、しか※			○		
B-09	コクシジオイデス症 (Coccidioides immitis)	吸入	0土壤ユビキタス								
B-10	細菌性赤痢 (赤痢菌)	経口 食品 水	サル、0ヒト								糞便検査実施予定
B-11	サルモネラ症 (サルモネラ属)	経口 食品	ブタ肉、トリ肉、卵	H21 (S. Enteritidis, S. Thphimurium)	25. 家きんサルモネラ感染症、N17. サルモネラ症(サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム及びサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。)	監視(鶏、あひる、うさぎ、七面鳥※)届出(牛、水牛、しか、豚、いのしし、鶏、あひる、七面鳥、うさぎ)		○	(○)	○	・シカでは分離できないとの報告あり(抗体陽性率も低く、全て非IgM抗体)ただし、食品衛生上で注視必須。 ・糞便検査実施予定
B-12	鼠咬症 (Spirillum minus Streptobacillus moniliformis)	咬傷	野生齧歯類、実験動物、ベット								
B-13	炭疽 (炭疽菌)	経口 接触	反芻動物 (家畜)	H22	08. 炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛※、しか※、いのし※		○	○		

△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

イノシシ・シカ・カモに関連する感染症 (4/11)

整理番号	動物由来感染症のリスク分析手法等に関する研究、疾病リスト(H22)[整理番号A:ウイルス、B:細菌、C:寄生虫、D:ブリオン] E:家伝法の疾病追加(A-Dにはいっていないもの)、F:有識者より追加	[参考]ヒト暴露経路	[参考]日本での感染動物例(参考)	内閣府食品安全委員会事務局:食品媒介感染症検討実施年度	家伝染病予防法(監視伝染病法定26疾病&届出(Notifiable)71疾患)	家伝法における家畜の種類(※は政令による追加)	と畜場法や食鳥処理法で、家伝法以外で定められているもの(寄生虫病といつた表現のものを除く)	イノシシ	シカ	カモ(*追加)	有識者コメント、付記等
B-14	腸管出血性大腸菌感染症 (志賀毒素産生する大腸菌)	経口 食品	ウシ	H21					○		シカ内の生食で0157食中毒発生の事件があり。 →食品衛生上の必須項目。
B-15	つつが虫病 (Orientia tsutsugamushi)	ベクター ダニ	野生げっ歯類が種、直接ソツガムシ、汚粪土、本州								一方、シカでは分離できない又は分離率が低いとの報告あり⇒継続的な注視が必要。
B-16	日本紅斑熱 (Rickettsia japonica)	ベクター ダニ	野生シカ、野生げっ歯類						○		
B-17	豚丹毒 (豚丹毒菌)	創傷感染 経口 (創がついたもののを)	ユビキタス、ただし獣医師 (ブタ、七面鳥、羊) 漁師、鮭魚調理師	N52. 豚丹毒	豚、いのしし	鶏、あひる、七面鳥その他一般	○				
B-18	バストレラ症 (P. multocida?)	咬傷	イヌ、ネコ								バストレラ症?
B-19	猫ひつかき病 (Bartonella henselae)	ひつかき傷(咬傷)	ネコ								
B-20	発疹チフス (Rickettsia prowazekii)	ベクター シラミ	0ヒト?、野生げっ歯類								
B-21	鼻疽 (鼻疽菌)	排泄物 気道 経口	0なし		16. 鼻疽	馬					
B-22	ヒストラスマ症 (Histoplasma capsulatum) 真菌症	気道	0なし								
B-23	非定型抗酸菌症 (非定型抗酸菌)	汚染水 外傷 経口	0ユビキタス								鳥類の感染例あり
B-24	皮膚系状菌症	接触 皮膚	0ユビキタス								
B-25A	ブルセラ病 (ブルセラ(Brucella)属) · Bobis · Canis	経口 食品	家畜 (ウシ)、イヌ	H21	10. ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚、水牛※、しか※、いのし※		○	○		
B-26	ペスト (ペスト菌)	ベクター ノミ	0なし								
B-27	ボツリヌス症 (Clostridium botulinum)	経口 食品	0ユビキタス								
B-28	野兎病 (Francisella tularensis)	食品、経口、皮膚接觸、ベクター	野生ウサギ	H22	N29. 野兎病	馬、めん羊、豚、いのしし、兔		○			
B-29	ライム病 (Borrelia burgdorferi)	ベクター シェルツェマニ	野生げっ歯類、野鳥								

△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

イノシシ・シカ・カモに関連する感染症 (5/11)

添付資料 1

整理番号	動物由来感染症のリスク分析手法等に関する研究 疾病リスト(H22)[整理番号A:ウイルス、B:細菌、C:寄生虫、D:ブリオン] E:家伝法の疾病追加(A-Dにはいっていないもの)、F:有識者より追加	[参考]ヒト暴露経路	[参考]日本での感染動物例(参考)	内閣府食品安全委員会事務局・食品媒介感染症検討実施年度	家伝染病予防法(監視伝染病法定26疾患&届出(Notifiable)71疾病)	家伝法における家畜の種類(※は政令による追加)	と畜場法や食鳥処理法で、家伝法以外で定められているもの(寄生虫病といった表現のものを除く)	イノシシ	シカ	カモ(*追加)	有識者コメント、付記等
B-30	リストリア症(リストリア)	経口 食品(乳製品)	反芻動物	H21			牛、馬、豚、めん羊及び山羊、鶴、あひる、七面鳥その他一般	△	△		
B-31	類鼻疽(類鼻疽菌)	創傷 気道	0土壤ユビキタス		N13. 類鼻疽	牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし		○	○		
B-32	レジオネラ症(Legionella pneumophila)	気道	0ユビキタス	H22							
B-33	レプトスピラ病(Leptospira interrogans)	経口 排泄物	野生齧歯類	H22	N16. レプトスピラ症(レプトスピラ・ボモナ、レプトスピラ・カニコーラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリボティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オータムナーリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る。)	牛、水牛、しか、豚、いのしし、犬		○	○		
B-34	ロッキー山紅斑熱(Rickettsia rickettsii)	ベクター ダニ	0なし								
B-35	ガブノサイトフラー病(Capnocytophaga)	大咬傷、ネコ咬搔傷	あり								
C-01	アメーバ赤痢(赤痢アメーバ)	経口 水	サル								糞便検査実施予定
C-02	アジア条虫症(アジア条虫)	食品 経口	0なし(宿主ヒト)								
C-03	アニサキス症(アニサキス亜科幼虫)	経口 食品	サケ等	H22							
C-04	アライグマ回虫症(アライグマ回虫)	経口 排泄物	アライグマ								
C-05	犬糸状虫症(犬糸状虫)	ベクター 蚊	イヌ								
C-06	イヌ・ネコ回虫症(イヌ回虫、ねこ回虫)	経口 排泄物	イヌ、ネコ、タヌキ								
C-07	ウリザネ条虫症(ウリザネ条虫)	経口 感染ベクター摂取	イヌ・ネコ								
C-08	エキノコックス症(エキノコックス)	経口 排泄物	キタキツネ	H22							
C-09	オングセルカ症(オングセルカ)	ベクター ブヨ	0なし								
C-11	頸口虫症(有棘頸口虫、剛棘頸口虫など)	経口 食品	魚類・甲殻類(生食)	H22							

△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

P108642
添付資料1

イノシシ・シカ・カモに関連する感染症 (6/11)

添付資料 1

整理番号	動物由来感染症のリスク分析手法等に関する研究 疾病リスト(H22)[整理番号A:ウイルス、B:細菌、C:寄生虫、D:ブリオン] E:家伝法の疾病追加(A-Dにはいっていないもの)、F:有識者より追加	[参考]ヒト暴露経路	[参考]日本での感染動物例(参考)	内閣府食品安全委員会事務局・食品媒介感染症検討実施年度	家伝染病予防法(監視伝染病法定26疾患&届出(Notifiable)71疾病)	家伝法における家畜の種類(※は政令による追加)	と畜場法や食鳥処理法で、家伝法以外で定められているもの(寄生虫病といった表現のものを除く)	イノシシ	シカ	カモ(*追加)	有識者コメント、付記等
C-12	肝吸虫症(肝吸虫)	経口 食品	淡水魚(フナ・コイ)(イヌ・ネコ)								
C-13	肝蛭症(肝蛭)	経口 食品	0ウシ(水草)					○			シカで良く発見される寄生虫病の一つ。
C-14	クリプトスporidium症(Cryptosporidium parvum)	経口 排泄物	0ユビキタス	H21							
C-15	鉤虫症(セロコン鉤虫のみを取り上げることとする)	経皮 経口 皮膚	イヌ、ネコ	H22							
C-16	ジアルジア症(ランブル鞭毛虫)	経口 食品 水	イヌ・ネコ・サル・ウシ	H22							
C-17	住血吸虫症	皮膚	0淡水水中ユビキタス(中間宿主巻き貝)								
C-19	東洋眼虫症(東洋眼虫)	ベクター 融経眼	九州								
C-20	トキソプラズマ症(トキソプラズマ)	ネコ(糞便)、ブタ(肉食非加熱)	ネコ、ブタ	H21	N40. トキソプラズマ病	めん羊、山羊、豚、いのしし	鶴、あひる、七面鳥その他一般	○	(O)	O*	シカで遺伝子診断による感染報告例あり
C-21	トリヒナ症(トリヒナ)	経口 食品	ブタ、イノシシ、(クマ)の生食	H21			牛、馬、豚、めん羊及び山羊	○	△		ほぼ全ての肉食および雑食動物が宿主となりうる。
C-22	シャガガス病	ベクター サザガメ	0なし								
C-23	日本海製頭条虫症(日本海製頭虫)	経口 食品	マス(生食)	H22							
C-25	肺吸虫(肺吸虫属)	経口 食品	淡水産カニ、イノシシ(生食)	H22				○			
C-26	バベシア症(バベシア原虫)	ベクター ダニ	0なし								
C-27	糞線虫症(糞線虫)	皮膚 経皮	0沖縄・奄美・九州南部の土壤ユビキタス、経皮								糞便検査実施予定
C-28	マラリア(Plasmodium 属の原虫)	ベクター 蚊ヒト	0なし								
C-30	マンソン製頭条虫症(マンソン製頭条虫)	食品 ゲテモノ 経口	ヘビ、カエル、二ワトリ(生食)	H22				○			
C-31	有鉤条虫症(有鉤条虫)	食品 経口	0なし(宿主ヒト)	H22			牛、馬、豚、めん羊及び山羊	○			
C-32	無鉤条虫症(無鉤条虫)	食品 経口	0なし(宿主ヒト)	H22			牛、馬、豚、めん羊及び山羊	△			
C-33	リーシュマニア症(リーシュマニア原虫)	ベクター ハエ	0なし	H22							
C-34	広東住血線虫症(広東住血線虫)	陸産貝類、ナメクジ、ヒキガエル									
C-35	旋尾線虫症(旋尾線虫X型幼虫)	ホタルイカ	ホタルイカ	H22							

△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

P108642
添付資料1

イノシシ・シカ・カモに関連する感染症 (7/11)

整理番号	動物由来感染症のリスク分析手法等に関する研究_疾病リスト(H22)[整理番号A:ウイルス、B:細菌、C:寄生虫、D:プリオン] E:家伝法の疾病追加(A-Dにはいっていないもの)、F:有識者より追加	[参考]ヒト暴露経路	[参考]日本での感染動物例(参考)	内閣府食品安全委員会事務局・食品媒介感染症検討実施年度	家伝染病予防法(監視伝染病法定26疾患&届出(Notifiable)71疾病)	家伝法における家畜の種類(※は政令による追加)	と畜場法や食鳥処理法で、家伝法以外で定められているもの(寄生虫病といった表現のものを除く)	イノシシ	シカ	カモ(*追加)	有識者コメント、付記等
C-36	横川吸虫症(横川吸虫)	アユ シラウオ	アユ シラウオ	H22							
D0-1	伝達性海綿状脳症(BSEプリオン)	経口 食品	ウシ		15. 伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊、水牛※、しか※	牛、めん羊、山羊	○			食品(ジビエ)由来のリスクとしては考慮すべき。現在のサーベーランスの結果を統合したリスク評価・リスクコミュニケーションが重要?
E-01	牛疫				01. 牛疫	牛、めん羊、山羊、豚、水牛※、しか※、いのしし※		○	○		BSL4 ズーノシスではない 国内汚染の可能性はない
E-02	牛肺疫				02. 牛肺疫	牛、水牛※、しか※			○		
E-03	口蹄疫				03. 口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚、水牛※、しか※、いのしし※		○	○		BSL4 ズーノシスではない 国内汚染の可能性は低い
E-04	流行性脳炎				04. 流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛※、しか※、いのしし※		○	○		流行性脳炎のうち、日本脳炎は対象とすべき(整理番号H-24)
E-05	水胞性口炎				06. 水胞性口炎	牛、馬、豚、水牛※、しか※、いのしし※		○	○		BSL3 ズーノシスではない 国内汚染の可能性は低い
E-06	出血性敗血症				09. 出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚、水牛※、しか※、いのしし※		○	○		
E-07	ヨーネ病			H21	12. ヨーネ病	牛、めん羊、山羊、水牛※、しか※			○		シカでの分離はない又は分離率は低いとの報告あり。 正確ではズーノシスになっていないが、ヒトでの疾患との関連性が図かれている(ただし、食品由来のリスクは低い)。
E-08	ピロプラズマ病(農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。)				13. ピロプラズマ病	牛、馬、水牛※、しか※			○		小型ピロプラズマは、シカでの陽性率は高いとの報告あり(ただし、種は不明)。 ズーノシスではない・食品由来のリスク不明(低い?)

△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

P108642
添付資料1

イノシシ・シカ・カモに関連する感染症 (8/11)

整理番号	動物由来感染症のリスク分析手法等に関する研究_疾病リスト(H22)[整理番号A:ウイルス、B:細菌、C:寄生虫、D:プリオン] E:家伝法の疾病追加(A-Dにはいっていないもの)、F:有識者より追加	[参考]ヒト暴露経路	[参考]日本での感染動物例(参考)	内閣府食品安全委員会事務局・食品媒介感染症検討実施年度	家伝染病予防法(監視伝染病法定26疾患&届出(Notifiable)71疾病)	家伝法における家畜の種類(※は政令による追加)	と畜場法や食鳥処理法で、家伝法以外で定められているもの(寄生虫病といった表現のものを除く)	イノシシ	シカ	カモ(*追加)	有識者コメント、付記等
E-09	アナプラズマ病(農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。)				14. アナプラズマ病	牛、水牛※、しか※			○		
E-10	馬伝染性貧血				17. 馬伝染性貧血	馬					ズーノシスではない
E-11	アフリカ馬疫				18. アフリカ馬疫	馬					BSL4 ズーノシスではない 国内汚染の可能性低い(清浄国)
E-12	豚コレラ				19. 豚コレラ	豚、いのしし		○			BSL3 ズーノシスではない 国内汚染の可能性低い(清浄国)
E-13	アフリカ豚コレラ				20. アフリカ豚コレラ	豚、いのしし		○			BSL4 ズーノシスではない 国内汚染の可能性低い(清浄国) ・ロシアでの拡散あり(最新情報)
E-14	豚水胞病				21. 豚水胞病	豚、いのしし		○			BSL3 ズーノシスではない 国内汚染の可能性低い(清浄国)
E-15	家きんコレラ				22. 家きんコレラ	鶏、あひる、うずら、七面鳥※			○		
E-16	腐疽病				26. 腐疽病	みづばち					
E-17	ブルータング				N01. ブルータング	牛、水牛、しか、めん羊、山牛		○			ズーノシスではない 国内汚染率は低い?
E-18	アカバネ病				N02. アカバネ病	牛、水牛、めん羊、山羊		△			感受性動物域が比較的広いため ズーノシスではない
E-19	悪性カタル熱				N03. 悪性カタル熱	牛、水牛、しか、めん羊		○			ズーノシスではない
E-20	チュウザン病				N04. チュウザン病	牛、水牛、山羊					シカにおける感染報告はない ズーノシスではない
E-21	ランピースキン病				N05. ランピースキン病	牛、水牛					シカにおける感染報告はない ズーノシスではない
E-22	牛ウイルス性下痢・粘膜病				N06. 牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛、水牛		○			シカ科での感染多数報告あり。 ズーノシスではない 食品由来のリスクはない

△感受性有、海外報告有で考慮すべき等

P108642
添付資料1